

介護分野の職員の賃上げ・ 職場環境改善支援事業 Q&A 解説

令和8年1月21日 事務連絡
Vol.1462 ポイントまとめ

本資料は、厚生労働省老健局老人保健課より発出された
「Q&A（第1版）」の要点をイラストで解説するものです。



はじめに：本資料の目的

- 令和7年度補正予算に基づく支援事業について、現場から寄せられた疑問への回答（Q&A 第1版）が公表されました。
- 主な解説ポイント：
 - スケジュールの詳細
 - 対象となる職員や経費の範囲
 - 申請・報告の手続き

疑問点を解消し、円滑な申請準備にお役立てください。



スケジュールと提出期限（Q1, Q2）

賃金改善は可能な限り速やかに！ 

実施期間

令和7年12月

令和8年3月



提出期限

- ・各都道府県によって異なります。
- ・必ず実施要綱を確認してください。

※令和8年3月末までに補助金を受けた場合のスケジュールです

基準月の考え方（Q3）

令和7年

12月

		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

基本ルール：令和7年12月を基準月とします。



例外1：収益が著しく低い場合

感染症や大規模改修などの事情があれば、12月～3月の別月を選択可能。



例外2：新規開設（1月～3月）

初回サービス提供月を選択可能。
（※日数が少ない場合はその翌月等）

※例外適用時の事由届出は不要です。

対象となる職員の範囲（Q6, Q11, Q12）



看護師・リハビリ職



介護職・ヘルパー



調理員・栄養士



事務職・相談員

介護現場で働く幅広い職種が対象です

介護職、看護師、PT/OT、調理員、栄養士、事務職、相談員など

法人本部職員

対象事業所の業務を行っている場合は対象

地域包括支援センター

介護予防支援事業者の指定を受けていれば対象

賃金改善の計算ルール（Q7, Q8）



法定福利費の事業主負担分も、賃金改善額に含めることが可能です。

改善額の確認方法（最低ライン）

$$\left[\text{交付された補助額} \right] \times \left[\frac{\text{賃金改善経費分の交付率}}{\left[\text{全体の交付率} \right]} \right]$$

※1円未満の端数は四捨五入

職場環境改善：対象となる経費（Q13, Q14, Q15）



人材確保費用

求人広告費、チラシ印刷費、人材紹介手数料
（介護助手等に限る）



研修費

職場環境改善に資する研修、セミナー参加費



その他

業務改善のための専門家派遣費用、会議費

【重要】対象外となる経費（Q16, Q17）



PC・タブレット等は対象外です

理由：本補助金は「介護テクノロジー導入支援事業」とは異なります。

- ・ICT機器の購入費用には充当できません。
- ・あくまで「人材確保」「研修」「業務改善のソフト面」が対象です。

ケアプランデータ連携システムの要件（Q4, Q9）



「ケアプランデータ連携システム」
または同等の機能・セキュリティを
持つシステムへの加入が必要です。

認定システムの例（R8.1.21時点）

- ・カナミッククラウドサービス
- ・ケアプランデータ連携サービス（富士通）
- ・「でん伝虫」データ連携サービス

※最新リストは厚労省HPを確認してください。

書類の保存と証拠資料（Q5）

提出不要

申請時に全ての証拠資料を添付する必要はありません。



保存義務

都道府県から求められた場合のみ提出します。

保存すべき資料例

処遇改善加算の計画書、システム利用画面のスクリーンショット、
研修計画書、求人広告の控え など

申請単位と債権譲渡 (Q18, Q19)



法人単位での一括申請

同一都道府県内であれば、法人でまとめて申請可能です。

(※様式は各都道府県のものを使用)



債権譲渡の禁止

本補助金を受ける権利を譲渡（ファクタリング等）することは適当ではありません。

事業所または法人の口座へ直接振り込まれます。

計画変更や休廃止の扱い（Q20, Q21, Q22）

使途の変更（柔軟な対応）



- 「職場環境改善」で申請後、「賃金改善」へ変更してもOK。
- 計画書の再提出は原則不要です。

休廃止



- 申請時に確定している場合は対象外。
- 予期せぬ休廃止は速やかに届け出てください。
- 合併・承継で継続している場合は対象となる可能性あり。

他の補助金との併用（Q10, Q23）

医療・介護の併設（訪問看護等）

→ 医療分野の賃上げ支援と、本事業の双方を申請可能。



重点支援地方交付金との併用

→ 可能ですが、同一経費への二重充当は不可です。

→ ベース部分と上乗せ部分で使い分けることが重要。

お問い合わせ先



介護サービス事業所・施設向け

050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00（土日含む）



自治体向け

03-5253-1111（内線 3949、3989）

制度の詳細については、各都道府県の実施要綱も必ずご確認ください。

まとめ：活用のポイント



1. 期限確認

都道府県の締切をチェック！

2. 経費区分

PC購入は**NG**！

賃金改善や研修・採用に活用。

3. 書類保存

証拠資料は2年間大切に保管。

制度を正しく理解し、職員の処遇改善に役立てましょう。